

参考資料

10

- *各種の資格
- *手当等一覧
- *所得制限など
- *その他一時金など
- *新型コロナウイルス感染症にかかる
相談窓口

各種の資格

社会福祉事業関係に従事する職員には種々の職種があり、その中には法律で資格が定まっているものがある。

ここでは、社会福祉主事、老人福祉指導主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士、児童指導員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について、職務内容、資格について説明する。

なお、社会福祉事業に従事する職員の職種にはこの他に、医師、看護師、栄養士等があり、法律で配置が定められている場合がある。
※次の職員及び民間の協力者については、本文中に簡単にその資格又は職務内容を記載している。

民生委員・児童委員（35㉔）、民生・児童委員協力員（36㉔）、身体障害者相談員（40㉔）、知的障害者相談員（40㉔）、年金委員（56㉔）、健康保険委員（56㉔）、戦没者遺族相談員（56㉔）、戦傷病者相談員（57㉔）、中国帰国者等自立支援通訳員・自立指導員、中国帰国者等生活相談員（57㉔）

◇ 社会福祉主事

職務内容 社会福祉法に基づき、都道府県や区市、福祉事務所を設置する町村に置かれ、福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。

資格 年齢18歳以上で、人格が高潔で思慮が円熟し社会福祉の増進に熱意があり、次のいずれかに該当する人の中から任用される。

①大学などで厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した

人 ②都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人 ③社会福祉士、精神保健福祉士等

◇ 老人福祉指導主事

職務内容 老人福祉法で福祉事務所に設置が義務付けられている社会福祉主事。福祉事務所の職員に、老人の福祉に関する技術的指導を行い、その他に老人の福祉に関する相談、調査、指導のうち専門的技術を必要とする業務を行う。

資格 社会福祉主事

◇ 児童福祉司

職務内容 児童福祉法で児童相談所に置かれる職員。児童の保護、その他の児童の福祉に関することについて、相談及び指導を行う。

資格 次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県知事の指定する学校その他の施設を卒業した人又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した人 ②大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人であって、内閣府令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う業務に従事した人 ③医師 ④社会福祉士 ⑤精神保健福祉士 ⑥公認心理師 ⑦社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了した人 ⑧ ①から⑦に掲げる人

と同等以上の能力を有すると認められる人であって、内閣府令で定める人

◆ 身体障害者福祉司

職務内容 身体障害者福祉法により、身体障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、身体障害者の更生援護の実施に関し中核的役割を担う。

資格 次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に2年以上従事した経験がある人 ②大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した人 ③医師 ④社会福祉士 ⑤身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事が指定するものを卒業した人 ⑥前各号に準ずる人であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有する人

◆ 知的障害者福祉司

職務内容 知的障害者福祉法により、知的障害者更生相談所や福祉事務所に置かれ、知的障害者の更生援護の実施に関し中核的役割を担う。

資格 次のいずれかに該当する人から任用される。

①社会福祉主事の資格を有し、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験がある人 ②大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した人 ③医師 ④社会福祉士 ⑤知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定す

るものを卒業した人 ⑥前各号に準ずる人であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有する人

◆ 保育士

保育士は保育所、障害児入所施設など児童福祉施設において児童の保育等に当たる人で、その資格は次のいずれかに該当し、保育士登録をした人

①指定保育士養成施設を卒業した人 ②保育士試験に合格した人

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

保育士登録：登録事務処理センター

☎3262-1080

◆ 児童指導員

職務内容 児童福祉施設のうち、児童養護施設、障害児入所施設等で児童の生活指導を行う。

資格 次のいずれかに該当する人から任用される。

①都道府県の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した人 ②社会福祉士の資格を有する人 ③精神保健福祉士の資格を有する人 ④大学で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人等 ⑤高等学校等を卒業した人若しくは12年の学校教育を修了した人又はこれと同等以上の資格があると認定された人で、2年以上児童福祉事業に従事した人 ⑥幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格がある人 ⑦3年以上児童福祉事業に直接従事した人

◇ 社会福祉士

職務内容 社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人々に対して、相談・助言・指導・福祉サービス関係者との連絡及び調整・その他の援助を行う。

資格 厚生労働大臣の行う社会福祉士試験に合格し、登録した人

受験資格 ①4年制の福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人 ②福祉系短大や専門学校等で指定科目を修めて、指定施設で相談実務経験（3年制では実務1年以上、2年制では実務2年以上）を経た人 ③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業者及び社会福祉主事養成機関は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）又は児童福祉司等として4年以上の実務経験の後、社会福祉士短期養成施設等で6か月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ④4年制の一般大学等を卒業（一般短期大学等の卒業者は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、又は4年以上の相談実務経験の後、社会福祉士一般養成施設等で1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した人

試験 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

◇ 精神保健福祉士

職務内容 精神保健福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、精神科病院などで精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している方々に対して、社会復帰に関する相談、助言、指導、その他の援助を行う。

資格 厚生労働大臣の行う精神保健福祉士試験に合格し、登録をした人

受験資格 ①4年制の保健福祉系大学等で指定科目を修めて卒業した人 ②保健福祉系短大等で指定科目を修めて、指定施設で実務経験（3年制では実務1年以上、2年制では実務2年以上）を経た人 ③福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業し（福祉系短大等卒業者は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、精神保健福祉士短期養成施設等で6か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ④一般大学を卒業（一般短期大学等の卒業者は、指定施設で実務経験（1年ないし2年）を経て）、又は4年以上の実務経験の後、一般養成施設等で1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人 ⑤社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等で6か月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した人

試験 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

◆ 介護福祉士

職務内容 社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方々に対して、心身の状況に応じた介護及び介護に関する指導を行う。

資格 介護福祉士試験に合格し、登録した人

受験資格 ①高等学校等卒業後、養成施設等（2年以上）を卒業した人 ②福祉系大学・社会福祉士養成施設・保育士養成施設を卒業し、養成施設等（1年以上）を卒業した人 ③3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した人 ④福祉系高校では、平成21年度以降入学の新カリキュラム卒業者、特例高校等卒業者で実務経験9か月以上の人、又は旧カリキュラム卒業者等

資格取得方法の見直しについて 平成28年度までに養成施設等を卒業した人はその卒業をもって介護福祉士となる。平成29年度から令和8年度までの間に卒業した人は、卒業後5年の間は介護福祉士の資格を有する。当該5年のうちに介護福祉士試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き資格を有することができる。令和9年度以降に卒業する人から

は資格取得のためには、介護福祉士試験の合格が必要となる。

試験 毎年1回、厚生労働大臣の指定を受けて(公財)社会福祉振興・試験センター（渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎3486-7521）が行う。

24時間対応試験情報専用電話 ☎3486-7559

※ここで説明した社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員等は、都職員採用選考（福祉職）における資格要件となっている。都職員採用選考等については、福祉局総務部職員課へ。 ☎5388-3946(直通)

手 当 等 一 覧

手当

区 分		対 象		月額(円)	
㊦ 重度心身障害者手当		常時複雑な介護を要する重度障害者		60,000	
㊧ 心身障害者福祉手当		身体１・２級者、愛の手帳１～３度者など		15,500	
㊨ 児童育成手当	育成手当	ひとり親家庭で児童を扶養している者		13,500	
	障害手当	身体１・２級児などを扶養している者		15,500	
㊩ 福祉手当	特別障害者手当	重度の障害者		29,590	
	障害児福祉手当	重度の障害児		16,100	
㊪ 児童扶養手当	全部支給	ひとり親家庭の父又は母などで一定の所得以内（２人世帯の場合、所得が107万円未満）		46,690	
	一部支給	ひとり親家庭の父又は母などで一定の所得以内（２人世帯の場合、所得が107万円以上246万円未満）		46,680～ 11,010	
㊫ 特別児童扶養手当		１級	重度の障害児の父母など		56,800
		２級	中度の障害児の父母など		37,830
㊬ 児童手当		一般受給者	３歳未満	第１子・第２子	15,000
				第３子以降	30,000
			３歳以上高校生年代まで	第１子・第２子	10,000
				第３子以降	30,000
		施設受給者	３歳未満	15,000	
			３歳以上高校生年代まで	10,000	

国民年金

区 分		対 象	月額(円)
老 齢 福 祉 年 金	全部支給	国民年金発足時高齢者又は保険料納付期間が短いため旧法老齢年金を受けられない者で一定の所得基準以下の者など	35,408
	一部支給	〃	26,816
障 害 基 礎 年 金	1 級	1 級の障害者など	S31.4.2生～ 86,635 ～ S31.4.1生 86,385
	2 級	2 級の障害者など	S31.4.2生～ 86,308 ～ S31.4.1生 69,108
遺 族 基 礎 年 金		被保険者が死亡した時に子のある配偶者及び子（子 1 人）	S31.4.2生～ 89,250 ～ S31.4.1生 89,050

各種手当、年金支給例（月額：円）

障害者	重度心身障害者手当＋心身障害者福祉手当＋障害基礎年金 1 級＋特別障害者手当＝184,277 心身障害者福祉手当＋障害基礎年金 2 級＝80,641
障害児	重度心身障害者手当＋児童育成手当障害手当＋障害児福祉手当 ＋特別児童扶養手当 1 級＝142,880 児童育成手当障害手当＋特別児童扶養手当 2 級＝50,470
母子	児童育成手当育成手当＋遺族基礎年金＝97,133 児童育成手当育成手当＋児童扶養手当（全部）＝60,190（児童一人の場合）

所得制限など

◆ 所得制限

年間総収入額（税込）から給与所得の場合は給与所得控除額を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額（所得額を計算する場合、住民税で各種の控除を受けているときはその額を控除できる場合がある。）から制度ごとに定める各種控除を引いた額を下表の所得制限基準額と比較する。

扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者（同一生計配偶者）及び扶養親族（30歳以上70歳未満の場合には、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）。児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等・乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成については、親族ではないが

養育している児童の数も含む。

扶養親族に所得税法上の老人扶養親族がいるときは原則として1人につき10万円、特定扶養親族がいるときは1人につき15万円から25万円までを加算した額を基準額とする。心身障害者医療費助成については、扶養親族に所得税法上の70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がいるときは1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満に限る。）がいるときは1人につき25万円、乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成については、扶養親族に所得税法上の70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がいるときは1人につき6万円を加算した額を基準額とする。

重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成、児童育成手当

・受給資格者本人の所得による制限（重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成では20歳未満の人については、その人が加入している国民健康保険の世帯主又は組合員、健康保険など各種医療保険の被保険者等の所得による。）

扶養親族等の数	重度心身障害者手当	心身障害者福祉手当	心身障害者医療費助成	児童育成手当
0人			3,661,000円	
1人			4,041,000円	
2人			4,421,000円	
3人			4,801,000円	
4人			5,181,000円	
5人			5,561,000円	
6人以上			1人につき38万円加算	
改定時期	令和7年11月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年6月
実施主体	都	区市町村	都	区市町村

※区市町村が実施主体の事業は、区市町村により基準が異なる場合がある。

※重度心身障害者手当については、令和7年11月からの改定予定額。

乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、高校生等医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

- ・乳幼児医療費助成は、乳幼児を養育している者の所得による制限（令和7年10月から撤廃）
- ・義務教育就学児医療費助成は、義務教育就学児を養育している者の所得による制限（令和7年10月から撤廃）
- ・高校生等医療費助成は、高校生等を養育している者の所得による制限（令和7年10月から撤廃）
- ・ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭等の父又は母及び養育者並びにひとり親の配偶者、扶養義務者等の所得による制限

扶養親族等の数	乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成・高校生等医療費助成 （令和7年10月から撤廃）	
	乳幼児・義務教育就学児・高校生等を養育している者	
0 人	622万円	
1 人	660万円	
2 人	698万円	
3 人	736万円	
4 人	774万円	
5 人	812万円	
6人以上	1人につき38万円加算	
改定時期	平成24年10月	
実施主体	区市町村	

扶養親族等の数	ひとり親家庭等医療費助成	
	ひとり親家庭等本人	配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
0 人	208万円	236万円
1 人	246万円	274万円
2 人	284万円	312万円
3 人	322万円	350万円
4 人	360万円	388万円
5 人	398万円	426万円
6人以上	1人につき38万円加算	
改定時期	令和7年1月	
実施主体	区市町村	

※区市町村が実施主体の事業のため、区市町村により基準が異なる場合がある。

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当（経過措置の福祉手当を含む。）

・ 受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

扶養親族の数	特 別 児 童 扶 養 手 当	特別障害者手当 障害児福祉手当	配 偶 者 ・ 扶 養 義 務 者
0 人	4,596,000円	3,604,000円	6,287,000円
1 人	4,976,000円	3,984,000円	6,536,000円
2 人	5,356,000円	4,364,000円	6,749,000円
3 人	5,736,000円	4,744,000円	6,962,000円
4 人	6,116,000円	5,124,000円	7,175,000円
5 人	6,496,000円	5,504,000円	7,388,000円
6人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 21万3000円加算
改定時期	平成14年 8 月	平成14年 8 月	平成14年 8 月

児童扶養手当

・ 受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得による制限

扶養親族等 人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	
0 人	69万円	208万円	236万円
1 人	107万円	246万円	274万円
2 人	145万円	284万円	312万円
3 人	183万円	322万円	350万円
4 人	221万円	360万円	388万円
5人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

障害基礎年金

・受給資格者本人の所得による制限

扶養親族の数	障害基礎年金	
	一部支給停止	全額支給停止
0 人	370万4,000円	472万1,000円
1 人	408万4,000円	510万1,000円
2 人	446万4,000円	548万1,000円
3 人	484万4,000円	586万1,000円
4 人	522万4,000円	624万1,000円
5 人	560万4,000円	662万1,000円
6人以上	1人につき38万円加算	

老齢福祉年金

・受給権者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限

扶養親族の数	老齢福祉年金	配偶者・扶養義務者	
	全額支給停止	全額支給停止	一部支給停止
0 人	169万5,000円	638万7,000円	350万1,000円
1 人	207万5,000円	663万6,000円	375万0,000円
2 人	245万5,000円	684万9,000円	396万3,000円
3 人	283万5,000円	706万2,000円	417万6,000円
4 人	321万5,000円	727万5,000円	438万9,000円
5 人	359万5,000円	748万8,000円	460万2,000円
6人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3,000円加算	

◇ 費用徴収基準及び利用者負担額

①高齢者救急通報システム事業、高齢者住宅
火災通報システム事業は対象者の前年の所得・世帯の税額等により階層区分されている。

なお、基準は区市町村により定められている。

②児童福祉施設等の費用徴収基準は世帯の税額等により階層区分されている。 ③養護老人ホームの費用徴収基準については、利用者

本人は対象収入※による階層区分により、扶養義務者は税額等により階層区分されている。

④軽費老人ホームについては、費用徴収ではなく、利用料が対象収入により、階層区分されている。

※対象収入は、原則として前年の収入として認定するもの（年金・恩給・財産・利子・配当など。授産施設の場合は授産工賃も含む。ただし、臨時的な見舞金などは除く。）から必要経費（税金、社会保険料等）を控除した額

児童福祉施設等

児童福祉法施行細則 別表第1（第8条、第33条関係）（一）

（令和4年7月1日改正）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				
		母子生活支援施設法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 乳児院 小規模住居型児童養育事業		里親 助産施設	
			入所	入所以外		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）	2,200円	4,500円	2,200円	4,500円	4,500円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下		3,300円	6,600円	3,300円
D 2 の 1		9,001円以上 19,000円以下		4,500円	9,000円	4,500円
D 2 の 2		19,001円以上 27,000円以下		6,700円	13,500円	6,700円
D 3		27,001円以上 57,000円以下		9,300円	18,700円	9,300円
D 4		57,001円以上 93,000円以下		14,500円	29,000円	14,500円
D 5		93,001円以上 177,300円以下		20,600円	41,200円	20,600円
D 6		177,301円以上 258,100円以下		27,100円	54,200円	27,100円
D 7		258,101円以上 348,100円以下		34,300円	68,700円	34,300円
D 8		348,101円以上 456,100円以下		42,500円	85,000円	42,500円
D 9		456,101円以上 583,200円以下		51,400円	102,900円	51,400円
D 10		583,201円以上 704,000円以下		61,200円	122,500円	61,200円
D 11		704,001円以上 852,000円以下		71,900円	143,800円	71,900円
D 12		852,001円以上 1,044,000円以下		83,300円	166,600円	83,300円
D 13		1,044,001円以上 1,225,500円以下		95,600円	191,200円	95,600円
D 14		1,225,501円以上 1,426,500円以下		その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額
D 15	1,426,501円以上	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額		その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

注1 助産の実施を行った妊産婦については、当該助産の実施が行われた期間にかかわらず、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。

(1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあっては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額

(2) 多子出産の場合 第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額

注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条（同法第737条第1項により準用する場合を含む。）に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 注1から注4までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

児童福祉法施行細則 別表第1（第8条、第33条関係）（二）

（令和4年7月1日改正）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
		福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 指定発達支援医療機関	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）		4,500円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税所得割又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,000円以下	6,600円
D 2		12,001円以上 30,000円以下	9,000円
D 3		30,001円以上 60,000円以下	13,500円
D 4		60,001円以上 96,000円以下	18,700円
D 5		96,001円以上 189,000円以下	29,000円
D 6		189,001円以上 277,000円以下	41,200円
D 7		277,001円以上 348,000円以下	54,200円
D 8		348,001円以上 465,000円以下	68,700円
D 9		465,001円以上 594,000円以下	85,000円
D 10		594,001円以上 716,000円以下	102,900円
D 11		716,001円以上 864,000円以下	122,500円
D 12		864,001円以上 1,056,000円以下	143,800円
D 13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	166,600円
D 14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	191,200円
D 15		1,439,001円以上	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

- 注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。
- 注2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条（同法第737条第1項により準用する場合を含む。）に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 注3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「16歳未満扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（16歳未満扶養親族に係るものと16歳未満扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及び児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 注5 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
- 注6 注1から注5までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1(第8条、第33条関係)(三)

(令和4年7月1日改正)

本人の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)
			療育給付
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ		4,500円
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	3,000円以下	5,800円
D 2		3,001円以上 5,800円以下	6,900円
D 3		5,801円以上 8,700円以下	7,600円
D 4		8,701円以上 13,000円以下	8,500円
D 5		13,001円以上 17,400円以下	9,400円
D 6		17,401円以上 22,400円以下	11,000円
D 7		22,401円以上 28,200円以下	12,500円
D 8		28,201円以上 58,400円以下	16,200円
D 9		58,401円以上 75,000円以下	18,700円
D 10		75,001円以上 96,600円以下	23,100円
D 11		96,601円以上 121,800円以下	27,500円
D 12		121,801円以上 175,500円以下	35,700円
D 13		175,501円以上 221,100円以下	44,000円
D 14		221,101円以上 380,800円以下	52,300円
D 15		380,801円以上 549,000円以下	80,700円
D 16		549,001円以上 579,000円以下	85,000円
D 17		579,001円以上 700,900円以下	102,900円
D 18		700,901円以上 849,000円以下	122,500円
D 19		849,001円以上 1,041,000円以下	143,800円
D 20		1,041,001円以上	その月におけるその児童に係る費用の支弁額

注1 A及びB階層以外の各層に属する世帯から二人以上の児童が、同時に徴収金基準額表の適用を受ける場合は、最初のものについては上表の徴収金基準月額とし、二人目以降のものについては、上表の基準月額の10分の1とする。

注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD20階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
なお、同法第323条(同法第737条第1項により準用する場合を含む。)に規定する特別区民税又は市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注5 注1から注4までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

小児慢性特定疾病医療費助成

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来+入院）			
			一般	重症※	人工呼吸器等装着者	生活保護法の被保護世帯 又は血友病等患者等
I	生活保護法の被保護世帯					
II	市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯	低所得Ⅰ （保護者所得80万円以下）	1,250円		500円	
III		低所得Ⅱ （保護者所得80万円超）	2,500円			
IV		一般所得Ⅰ： 市町村民税又は特別区民税課税以上7.1万円未満の世帯	5,000円	2,500円		
V		一般所得Ⅱ： 市町村民税又は特別区民税課税7.1万円以上25.1万円未満の世帯	10,000円	5,000円		
VI		上位所得： 市町村民税又は特別区民税課税25.1万円以上の世帯	15,000円	10,000円		
入院時の食費			1/2自己負担			自己負担なし
公費負担者番号			5 2 1 3 8 0 1 3			5 2 1 3 7 0 1 5

※重症：次のいずれかに該当

- ①高額な医療が長期的に継続する者
（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）
- ②重症患者認定基準に適合する者

自立支援医療（育成医療）支給

自己負担額は医療費の1割負担＋入院時の食事費。ただし、所得等により負担上減額（月額）を設定

（平成22年4月1日改正）

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	特別区民税又は市町村民税 非課税Ⅰ 保護者所得 ≤ 80万 ※4	特別区民税又は市町村民税 非課税Ⅱ 保護者所得 > 80万	特別区民税又は市町村民税所得割 課 税 特別区民税又は市町村民税所得割 < 3万3千	特別区民税又は市町村民税所得割 < 23万5千	特別区民税又は市町村民税所得割 ≥ 23万5千
【区分①】 負担0円	【区分②】 負担上限額 2,500円	【区分③】 負担上限額 5,000円	【区分④】 負担上限額 5,000円 ※1 (経過措置)	【区分⑤】 負担上限額 10,000円 ※1 (経過措置)	公費医療の対象外 (通常の医療保険)
			重度かつ継続 ※2		
			【区分⑥】 負担上限額 5,000円	【区分⑦】 負担上限額 10,000円	【区分⑧】 負担上限額 20,000円 ※3 (経過措置)

※1 区分④、⑤に対する負担上限額は令和6年3月31日までの経過措置

※2 「重度かつ継続」の範囲…腎臓・小腸・免疫・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、医療保険多数該当の者

※3 区分⑧に対する負担上限額（月額）は令和6年3月31日までの経過措置

※4 保護者所得とは、次に掲げる収入の合計のことをいう。

例）・地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（マイナスの場合はゼロとみなす。）

・障害年金、遺族年金（基礎・厚生・共済の各公的年金）

・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当

養護老人ホーム被措置者

費用徴収基準

養護委託による被措置者

対象収入による階層区分			費用徴収基準月額
1	0円	～ 270,000円	0円
2	270,001円	～ 280,000円	1,000円
3	280,001円	～ 300,000円	1,800円
4	300,001円	～ 320,000円	3,400円
5	320,001円	～ 340,000円	4,700円
6	340,001円	～ 360,000円	5,800円
7	360,001円	～ 380,000円	7,500円
8	380,001円	～ 400,000円	9,100円
9	400,001円	～ 420,000円	10,800円
10	420,001円	～ 440,000円	12,500円
11	440,001円	～ 460,000円	14,100円
12	460,001円	～ 480,000円	15,800円
13	480,001円	～ 500,000円	17,500円
14	500,001円	～ 520,000円	19,100円
15	520,001円	～ 540,000円	20,800円
16	540,001円	～ 560,000円	22,500円
17	560,001円	～ 580,000円	24,100円
18	580,001円	～ 600,000円	25,800円
19	600,001円	～ 640,000円	27,500円
20	640,001円	～ 680,000円	30,800円
21	680,001円	～ 720,000円	34,100円
22	720,001円	～ 760,000円	37,500円
23	760,001円	～ 800,000円	39,800円
24	800,001円	～ 840,000円	41,800円
25	840,001円	～ 880,000円	43,800円
26	880,001円	～ 920,000円	45,800円
27	920,001円	～ 960,000円	47,800円
28	960,001円	～ 1,000,000円	49,800円
29	1,000,001円	～ 1,040,000円	51,800円
30	1,040,001円	～ 1,080,000円	54,400円
31	1,080,001円	～ 1,120,000円	57,100円
32	1,120,001円	～ 1,160,000円	59,800円
33	1,160,001円	～ 1,200,000円	62,400円
34	1,200,001円	～ 1,260,000円	65,100円
35	1,260,001円	～ 1,320,000円	69,100円
36	1,320,001円	～ 1,380,000円	73,100円
37	1,380,001円	～ 1,440,000円	77,100円
38	1,440,001円	～ 1,500,000円	81,100円
39	1,500,001円以上		※150万円超過額× 0.9÷12月+81,100円 (100円未満切捨て)
備考：上表にかかわらず、区市町村長が必要と認める場合には、当該費用徴収基準月額に別途上限を設けることができる。			

※「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙2 費用徴収基準）（平成18年1月24日付老発第0124001号）」より

扶養義務者費用徴収基準

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者		0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000円
D2		30,001円 ～ 80,000円	13,500円
D3		80,001円 ～ 140,000円	18,700円
D4		140,001円 ～ 280,000円	29,000円
D5		280,001円 ～ 500,000円	41,200円
D6		500,001円 ～ 800,000円	54,200円
D7		800,001円 ～ 1,160,000円	68,700円
D8		1,160,001円 ～ 1,650,000円	85,000円
D9		1,650,001円 ～ 2,260,000円	102,900円
D10		2,260,001円 ～ 3,000,000円	122,500円
D11		3,000,001円 ～ 3,960,000円	143,800円
D12		3,960,001円 ～ 5,030,000円	166,600円
D13		5,030,001円 ～ 6,270,000円	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

（注1） この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第3項は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

（注2） D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

（1）所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

（2）租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

（3）租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注3） 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

（注4） 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表1（養護老人ホーム被措置者・養護委託による被措置者費用徴収基準）により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

（注5） 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

※「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（別紙2費用徴収基準）（平成18年1月24日付老発第0124001号）」より

軽費老人ホーム（A型）基本利用料

対象収入による階層区分		本人負担額（月額）
1	1,500,000円以下	64,230円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	67,230円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	70,230円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	73,230円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	76,230円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	79,230円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	84,230円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	89,230円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	94,230円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	99,230円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	104,230円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	111,230円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	118,230円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	125,230円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	132,230円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	139,230円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	147,230円
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	155,230円
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	163,230円
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	171,230円
21	3,400,001円以上	基本利用料全額

軽費老人ホーム（Ｂ型）基本利用料

対象収入による階層区分		基本利用料	本人負担額（月額）
1	1,500,000円以下	27,400円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円		13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円		16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円		19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円		22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円		25,000円
7	2,000,001円～		27,100円

軽費老人ホーム（ケアハウス）・都市型軽費老人ホーム基本利用料（サービスの提供に要する費用相当分）

対象収入による階層区分		本人負担額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全 額

（注１） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２） 本人負担額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における基本利用料を超えるときは、当該施設の基本利用料を本人負担額（月額）の上限とする。

（注３） 夫婦（事実婚を含む。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けている二者（以下「パートナーシップ関係にある二者」という。）で入居する場合については、夫婦又はパートナーシップ関係にある二者の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦又はパートナーシップ関係にある二者のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

◆ 健康保険・厚生年金保険の保険料

令和7年3月分（4月納付分）からの
健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和7年3月分～ 適用
- ・介護保険料率：令和7年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～ 適用

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			9.91%		11.50%		18.300%※	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上 円未満						
1	58,000	～ 63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0		
2	68,000	63,000～73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0		
3	78,000	73,000～83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0		
4(1)	88,000	83,000～93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000～101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000～107,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000～114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000～122,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000～130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000～138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000～146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000～155,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000～165,000	15,856.0	7,928.0	18,400.0	9,200.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000～175,000	16,847.0	8,423.5	19,550.0	9,775.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000～185,000	17,838.0	8,919.0	20,700.0	10,350.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000～195,000	18,829.0	9,414.5	21,850.0	10,925.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000～210,000	19,820.0	9,910.0	23,000.0	11,500.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000～230,000	21,802.0	10,901.0	25,300.0	12,650.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000～250,000	23,784.0	11,892.0	27,600.0	13,800.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000～270,000	25,766.0	12,883.0	29,900.0	14,950.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000～290,000	27,748.0	13,874.0	32,200.0	16,100.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000～310,000	29,730.0	14,865.0	34,500.0	17,250.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000～330,000	31,712.0	15,856.0	36,800.0	18,400.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000～350,000	33,694.0	16,847.0	39,100.0	19,550.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000～370,000	35,676.0	17,838.0	41,400.0	20,700.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000～395,000	37,658.0	18,829.0	43,700.0	21,850.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000～425,000	40,631.0	20,315.5	47,150.0	23,575.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000～455,000	43,604.0	21,802.0	50,600.0	25,300.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000～485,000	46,577.0	23,288.5	54,050.0	27,025.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000～515,000	49,550.0	24,775.0	57,500.0	28,750.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000～545,000	52,523.0	26,261.5	60,950.0	30,475.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000～575,000	55,496.0	27,748.0	64,400.0	32,200.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000～605,000	58,469.0	29,234.5	67,850.0	33,925.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000～635,000	61,442.0	30,721.0	71,300.0	35,650.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000～665,000	64,415.0	32,207.5	74,750.0	37,375.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000～695,000	67,388.0	33,694.0	78,200.0	39,100.0	※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。	
37	710,000	695,000～730,000	70,361.0	35,180.5	81,650.0	40,825.0		
38	750,000	730,000～770,000	74,325.0	37,162.5	86,250.0	43,125.0		
39	790,000	770,000～810,000	78,289.0	39,144.5	90,850.0	45,425.0		
40	830,000	810,000～855,000	82,253.0	41,126.5	95,450.0	47,725.0		
41	880,000	855,000～905,000	87,208.0	43,604.0	101,200.0	50,600.0		
42	930,000	905,000～955,000	92,163.0	46,081.5	106,950.0	53,475.0		
43	980,000	955,000～1,005,000	97,118.0	48,559.0	112,700.0	56,350.0		
44	1,030,000	1,005,000～1,055,000	102,073.0	51,036.5	118,450.0	59,225.0		
45	1,090,000	1,055,000～1,115,000	108,019.0	54,009.5	125,350.0	62,675.0		
46	1,150,000	1,115,000～1,175,000	113,965.0	56,982.5	132,250.0	66,125.0	加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。	
47	1,210,000	1,175,000～1,235,000	119,911.0	59,955.5	139,150.0	69,575.0		
48	1,270,000	1,235,000～1,295,000	125,857.0	62,928.5	146,050.0	73,025.0		
49	1,330,000	1,295,000～1,355,000	131,803.0	65,901.5	152,950.0	76,475.0		
50	1,390,000	1,355,000～	137,749.0	68,874.5	159,850.0	79,925.0		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.91%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

●健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へ。

●賞与にかかる保険料について

賞与にかかる保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できない。

賞与にかかる保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となる（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じ）。

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となる。

標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は、年間150万円が上限となる。

●子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用として子ども・子育て拠出金を全額負担する。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（1,000分の3.6）を乗じて得た額の総額となる。

●被保険者負担分に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、50銭を超える場合は切上げて1円となる。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切上げて1円となる。

※事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができる。

日雇特例被保険者の方の保険料額（令和7年4月分～）

（単位：円）

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額					
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
等級	日額		10.00% (平均保険料率)			11.59% (平均保険料率+介護保険料率)		
			金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額
第1級	3,000	円以上 円未満 ～ 3,500	390	150	240	440	170	270
第2級	4,400	3,500 ～ 5,000	570	220	350	650	250	400
第3級	5,750	5,000 ～ 6,500	740	285	455	860	330	530
第4級	7,250	6,500 ～ 8,000	940	360	580	1,100	420	680
第5級	8,750	8,000 ～ 9,500	1,140	435	705	1,320	505	815
第6級	10,750	9,500 ～ 12,000	1,400	535	865	1,620	620	1,000
第7級	13,250	12,000 ～ 14,500	1,730	660	1,070	2,000	765	1,235
第8級	15,750	14,500 ～ 17,000	2,050	785	1,265	2,380	910	1,470
第9級	18,250	17,000 ～ 19,500	2,380	910	1,470	2,760	1,055	1,705
第10級	21,250	19,500 ～ 23,000	2,770	1,060	1,710	3,220	1,230	1,990
第11級	24,750	23,000 ～	3,230	1,235	1,995	3,740	1,430	2,310

◆保険料日額（金額）の計算方法

①…標準賃金日額×平均保険料率（注）

②…①の10円未満を切り捨てる

③…①×31／100

④…③の10円未満を切り捨てる

⑤…②＋④＝保険料日額（金額）

◆日雇特例被保険者と事業主の負担額

②×1／2＝日雇特例被保険者負担額

②×1／2＋④＝事業主負担額

◆賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、平均保険料率（注）を乗じた額になります。

また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

（注）40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は、医療に係る平均保険料率に介護保険料率が加わります。

（注）端数整理により、計算結果が整合しない場合があります。

その他補償金など

◆ 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

旧優生保護法の下で優生手術や人工妊娠中絶等を受けた方等に対する補償金等の支給等に関し、相談や請求書を受け付ける。なお、母体保護等のみを理由として行われた手術等は対象とはならない。

内容

【補償金の支給】

対象 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及び配偶者の方（死亡している場合はその遺族の方）

支給額：本人1,500万円、配偶者500万円

※対象となる配偶者（事実婚などを含む）の方の該当要件あり

※遺族の方は請求順位あり

【優生手術等一時金の支給】

対象 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

【人工妊娠中絶一時金の支給】

対象 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円

請求 請求書や添付書類（診断書・領収書・戸籍等）の必要書類を、担当課へ提出する。

根拠法令等 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

窓口時間 平日9時～17時

ホームページアドレス

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/kyuuyuuseihogohou/uketuke.html>

担当課 福祉局企画部企画政策課 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎27階中央

☎5320-4206(直通) FAX 5388-1401

